

健保だより

2022-8 No.21

中部アイティ産業健康保険組合

特
集

令和3年度決算

4ページ目をご覧ください

お知らせ

■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保険給付、納付金等の適正な支払いのために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認いたします。検認の日程等は以下のとおりです。事業主様、被保険者様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：令和4年8月31日（水）

事業所→健保組合：令和4年9月7日（水）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要書類を添付の上、
事業所様において、一括取りまとめてご提出ください。

◆検認の対象となる事業所

令和4年3月までに当健保組合に加入の事業所
（健康保険被保険者証の記号1～273の事業所及び任意継続被保険者）

◆検認の対象とならない方

- ・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方
- ・本年4月1日において高校3年生以下の子

・令和5年3月31日までに75歳になる方

◆マイナンバーを活用した情報照会

下記書類の提出が不要となります。

1. 課税所得証明書
2. 年金通知（企業年金除く）
3. 住民票（外国人被扶養者除く）

なお、情報照会は令和4年1月1日付の住民票住所情報にて行います。住所変更届が未届けの場合は、速やかにご提出ください。健保組合に令和4年1月1日付の住民票住所を届け出していない方と令和4年1月以降に年金受給を開始された方は情報エラーとなり、別途追加で書類の提出が必要となります。

健保組合ホームページ→お知らせ 2022年7月19日

「令和4年度被扶養者認定状況の確認（検認）について」をご参照ください。

■健康経営優良法人2022について

「健康経営優良法人2022」に認定された事業所様に心よりお祝い申し上げます。

この度6回目となる「健康経営優良法人2022」では、昨年より4社多い17社が認定され、そのうち1社は中小規模法人部門ブライト500に認定されました。

【中小規模法人部門 ブライト500】

- ・株式会社ネクストビジョン
- 【中小規模法人部門】（五十音順）
- ・アドバンスシステム株式会社
- ・アンダーデザイン株式会社
- ・株式会社ECS
- ・株式会社イシマル
- ・株式会社エコシステムズ
- ・株式会社エスケイワード
- ・株式会社エースシステムズ
- ・株式会社岡山システムサービス

- ・株式会社オンダテクノ
- ・株式会社システック井上
- ・株式会社システムエンタープライズ
- ・株式会社創源
- ・大新技研株式会社
- ・株式会社ティーダシステム
- ・株式会社PAL構造
- ・株式会社レッティ

健保組合ホームページ→健康経営→健康経営2022をご参照ください。

健康経営2023申請方法等につきましては、詳細が分かり次第、ホームページとメールにてお知らせいたします。

また、令和4年度より健康経営優良法人認定に向けてのサポート事業として、「健康経営コンソーシアム」をご利用いただけます。セミナーやメール相談が無料で受けられますので、是非ご利用ください。詳細は8月上旬にホームページとメールでお知らせいたします。

■健保組合における電子申請環境について

健保組合は令和2年11月から電子申請を受付しています。電子申請は国が構築するマイナポータルが窓口となります。算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、資格取得届、資格喪失届、産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届、産前産後休業終了時報酬月額変更届、育児休業取得者申出書／変更（終了）届、育児休業終了時報酬月額変更届、介護保険適用除外等該当・非該当届の電子申請が可能です。

健康保険組合ホームページ→その他のお知らせ→社会保険手続きに係る電子申請システムの運用開始について（最新情報）をご参照ください。

■オンライン資格確認について

令和3年10月からマイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用するオンライン資格確認の本格運用が開始されました。オンライン資格確認では、健

康保険被保険者証の記号、番号、新たに追加された枝番により資格情報や限度額適用認定証の区分等の確認ができます。

【マイナンバーカードを保険証として利用するための事前準備】

マイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用するためには、事前に登録が必要です。マイナンバーカードの健康保険被保険者証利用は下記のURL から登録できます。

<https://web.hir.myna.go.jp/Accept/application>

■保健事業についてお願いとお知らせ

【1】健康診断補助について

・健診補助対象者

被保険者及び35歳以上の被扶養者

・補助対象期間

40歳以上の方…4月～12月受診分

40歳未満の方…4月～翌1月受診分

・年齢起算日

令和5年3月31日時点での年齢

◆健診受診についての注意事項・お願い

①当組合契約外健診機関で健診を受診する場合

健保組合ホームページの「必須検査項目」(PDF)にて、受診を希望されている健診コースの項目がすべて受診可能か確認のうえ、ご受診ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きをご参照ください。

②契約外健診機関で受診した場合の請求について

☆提出書類

・定期健康診断補助支給申請書

・定期健康診断補助支給申請者一覧

・問診票(質問票)を含む健診結果表の写し

・領収書の原本(ネットバンキングによる振込の際には、振込先・金額がわかる明細)

を事業所様で取り纏め健保組合へご提出ください。

※下記書類は該当の場合、併せて添付してください

・健診機関への支払いを事業所様にておこなった場合、請求書の写し

・XMLデータ(できるだけ健診結果のXMLデータを頂けるよう健診機関にご依頼し添付してください。)40歳以上の方でXMLデータの提出が出来ない場合は、健保組合ホームページより特定健診質問票をダウンロードしご提出ください。

③当組合と契約・契約外問わず、健診受診の際に未受診項目がある場合は補助金額が減額されます。

健診の検査項目で未受診項目がある場合、必須項目を満たす健診コースの補助上限額までを補助します。

【2】特定健診について

40歳以上の被保険者・被扶養者で、年齢起算日は令和5年3月31日です。(受診日に39歳であっても令和5年3月31日までに40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。)

※40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者の方で、「特定健診」のみ受診される場合は「特定健康診査受診券」が必要となりますので、「特定健康診査受診券発行申込書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ健保組合にご送付ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→「特定健診」のみ受診の手続きをご参照ください。

【3】特定保健指導について

特定保健指導は、全ての健保組合が共通に取り組む法定義務の保健事業です。生活習慣改善が必要であると判断され、特定保健指導の対象になられた方には、ご案内を送付しますので必ずお受けください。費用は全額健保が負担します。

初回面談の実施方法は下記の3種類から選択できま

す。

①勤務先又は自宅において面談

②健康セミナー参加

③スマホによるテレビ電話にて面談(遠隔型)

①の訪問による面談と②のセミナー実施では新型コロナウイルスの感染予防対策を実施しています。初回面談の際に体温の計測やマスク着用等ご協力のほどよろしくお願いいたします。③の遠隔型は、テレビ電話で初回面談を受けますので、感染のリスクがなくお勧めです。通信料としてQUOカード2,000円分をプレゼントしています。

また、令和4年度の健診の結果により特定保健指導に該当され、特定保健指導を受ける方には、スマートウォッチをプレゼントいたします。(ただし、過去にセミナーに参加され、スマートウォッチをプレゼントした方を除きます。)

スマートウォッチを活用してウォーキングに取り組み、健康な身体を取り戻しましょう。

【4】インフルエンザ予防接種補助請求について

令和4年度のインフルエンザ予防接種補助は、令和4年10月から12月までに接種された方について実施されます。

申請期限：令和5年3月15日(水)

補助額：一人につき上限1,500円

注意：補助支給申請書等に記載漏れがあると補助の支給が遅れますのでご注意ください。また、領収書は申請用紙に貼付してください。

健保組合ホームページ→健康サポート インフルエンザ予防接種補助の手続きをご参照ください。

■受診勧奨通知について

令和4年度に健康診断を受診した方で、健診結果にて糖尿病、高血圧症が強く疑われる方もしくは腎機能が低下している方のうち、前記病名での医療機関未受

診者を対象に『生活習慣病受診勧奨通知』、『慢性腎臓病重症化予防通知』を発送します。

病気を放置しておくとう重症化し、さまざまな合併症を引き起こします。病気の発症、進行を防ぐためには、早い段階から医療機関に受診し、医師の管理のもと、生活改善と治療により、各数値を安定させることが大切です。通知を受けた方は早目に医療機関を受診されることをお勧めします。

■歯科健診について

大切な歯の健康を維持するためには定期的な歯科健診が必要です。当健保組合の歯科健診事業では「歯科健診センター」、「ファミリー歯科健診」、「事業主主催の集団歯科健診」の3種類を利用して受診することができます。また、「ファミリー歯科健診」では令和4年度よりフッ素塗布とブラッシング指導に加えて歯のクリーニング（歯面清掃）を行います。いつまでも健康な歯を保つために、是非ご利用ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 歯科健診をご参照ください。

■Pe p U pについて

パソコンやスマートフォンからアクセスすることができるWebサービスで、健康維持・増進を目的とした様々な健康コンテンツを提供しています。健康診断結果や医療費実績などを、何時でもどこでも確認することができ、また、日々の記録として体重や歩数のデータを入力することができますので、健康管理に役立てていただけます。令和4年度は『Pe p U p』にて5つのイベントを実施しており、年間全てのイベントに参加すると最大5,000ポイントが付与されるチャンスがあります。10月3日～11月11日には「ウォーキングラリー」、1月12日～2月10日には「体重測定チャレンジ」の開催を予定しています。それぞれのイベントで付与されたポイントはPe p U p内で

WAONポイントや楽天ポイントなどと交換することができます。なお、令和3年度のポイント交換実績は1,648,461円でした。未登録の方は今すぐ『Pe p U p』に登録してイベントに参加しましょう！

★Pe p U p本人確認コードの再発行依頼が多くなっていたため、令和4年4月にPe p U p未登録者を対象に圧着はがきによる登録再通知を実施いたしました。初回発行、再発行には経費が発生していますので、「健康情報サービス登録方法ご案内」がお手元に届きましたらご登録いただくかお手元に大切に保管くださるようご協力ください。

健保組合ホームページ→健康サポート Pe p U pをご参照ください。

■スポーツクラブ ルネサンス

当健保組合と契約しているスポーツクラブルネサンスにて令和4年8月14日までキャンペーンを実施しています。また、秋のキャンペーン、新春キャンペーンも予定しておりますので、健康増進にご活用ください。

■家庭常備薬等斡旋のお知らせ

皆様の疾病予防および健康維持の一助として、家庭常備薬等の斡旋を行っています。

年2回、春・秋に申込書とWebでご案内します。

家庭常備薬等斡旋事業では、『特納品』と呼ばれるドラッグストアでは販売されていない商品を中心にご案内しています。『特納品』とは、ドラッグストアで販売されている一般用医薬品と効果・効能は同じですが、パッケージが少し異なっていたり、内容量が少量であるため多量に使い残すことなく、お求めやすい価格となっています。

本年度第2回目の家庭常備薬等の斡旋は、9月上旬頃ご案内します。Webでは、限定品を含めて申し込み書より多くの商品を掲載しています。申し込み書の

二次元バーコードまたは健保組合ホームページの「お知らせ」からお申し込みください。

救急箱の補充、健康管理にご活用ください。

■シニア世代の訪問健康相談について

65歳以上の方に向け訪問型保健指導を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ご案内を控えているところです。

その代替ではございませんが、6月に皆様の健康をお支えする一環として、小冊子「今日から始める健康習慣！」を配布いたしました。

コロナ禍において、生活習慣に変化のあった方も多くいらっしゃるかと存じます。是非ご一読いただき、皆様の健康維持の一助としていただければ幸いです。

少数ではございますが、まだ在庫もございますので、ご興味のある方はお申し出ください。

■柔道整復師の施術について

接骨院や整骨院は保険医療機関（病院、診療所等）ではないため、柔道整復師が施術する場合でも、健康保険が適用される範囲が限られます。

◆健康保険が使える場合

- ・捻挫 ・打撲 ・挫傷（肉離れ等）
- ・骨折、脱臼の応急手当

応急手当以外は医師の同意が必要です。

◆健康保険が使えない場合

- ・単なる（疲労性、慢性的な要因の）肩こりや筋肉疲労
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のものを重複して受療（医科併給）
- ・医師の同意のない骨折、脱臼の施術
- ・脳疾患の後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

近年は、保険医療機関との併用、原因がわからない、ケガではない等の理由での受療が多く見受けられます。柔道整復師へのかかり方を正しく理解し、適正に受療してください。

令和3年度 収入支出決算が確定しました

当健保組合の令和3年度決算が、7月22日に開催された第42回組合会において承認され決定いたしました。

一般勘定は、保険料率を前年度同率の99%とし、別途積立金を2億5千万円繰り入れて運営しました。

標準報酬月額是对前年度484円減でしたが、総標準賞与額は被保険者一人当たり32,908円増となりました。事業所数は加入事業所2社、脱退事業所1社で年度末事業所数は210社で、被保険者数は対前年度160人増の11,898人となりました。

収入支出決算高は、462,256千円の黒字となりました。主な要因は、収入面では財政調整事業交付金（高額医療交付金）が予算5,500千円のところ77,332千円となったこと、支出面では保険給付費一人当たり予算246,492円であった213,375円、保健事業費一人当たり予算が22,080円であったところ18,431円となったことが挙げられます。対前年度では一人当たり14,405円増となりました。

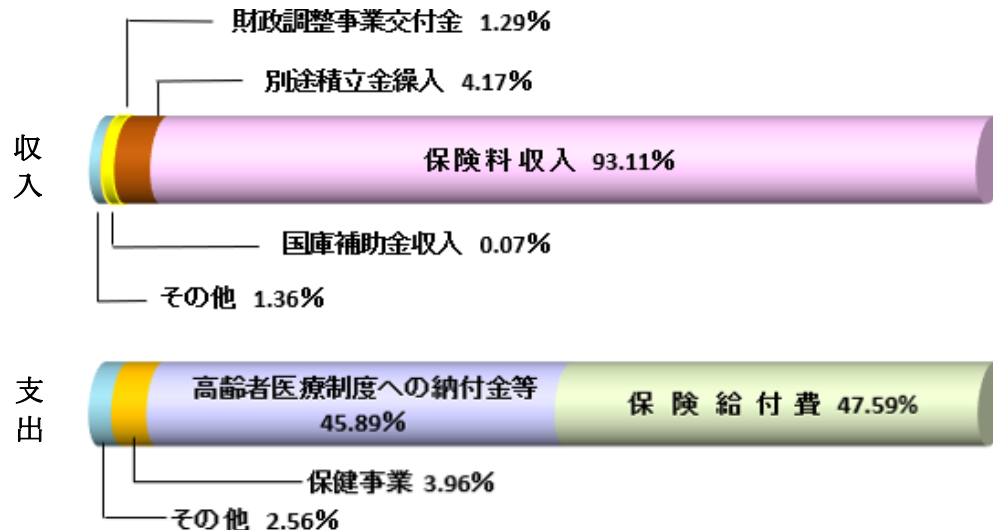
介護勘定は、保険料率を対前年度1.5%引き上げ18.2%で運営しました。介護被保険者数の増加、療養費の増加に伴い介護納付金も年々高騰しています。収入支出決算高は、11,945千円の黒字となりました。

一般勘定 保険料率99.0%

基礎数値	令和3年度決算(A)	令和2年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	11,898人	11,738人	160人
平均標準報酬月額(年間平均)	334,727円	335,211円	-484円
年間賞与額(一人平均)	835,161円	802,253円	32,908円

予算項目	令和3年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	令和3年度(A)	令和2年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	健康保険収入	5,583,585千円	469,288円	466,137円	3,151円
	別途積立金繰入	250,000千円	21,012円	21,298円	-286円
	国庫補助金収入	4,259千円	358円	2,920円	-2,562円
	財政調整事業交付金	77,332千円	6,500円	5,670円	830円
	その他	81,283千円	6,832円	7,676円	-844円
合計	5,996,459千円	503,989円	503,701円	288円	
支出	保険給付費	2,633,921千円	221,375円	206,970円	14,405円
	納付金	2,539,468千円	213,437円	216,198円	-2,761円
	保健事業費	219,293千円	18,431円	18,411円	20円
	その他	141,521千円	11,895円	11,978円	-83円
合計	5,534,203千円	465,137円	453,558円	11,580円	
収支差引額	462,256千円	38,852円	50,143円	-11,292円	

《令和3年度決算の主な収入・支出項目の割合》



介護勘定 保険料率18.2%

基礎数値	令和3年度決算(A)	令和2年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	5,529人	5,397人	132人
平均標準報酬月額(年間平均)	400,878円	402,610円	-1,732円
年間賞与額(一人平均)	1,003,604円	967,082円	36,522円

予算項目	令和2年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	令和3年度(A)	令和2年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	582,414千円	105,338円	96,404円	8,934円
	繰入金	0千円	0円	1,853円	-1,853円
	国庫補助金収入	0千円	0円	101円	-101円
	雑収入	3千円	1円	2円	-1円
収入合計	582,417千円	105,339円	98,360円	6,979円	
支出	介護納付金	570,472千円	103,178円	97,985円	5,193円
	介護保険料還付金	0千円	0円	0円	0円
支出合計	570,472千円	103,178円	97,985円	5,193円	
収支差引額	11,945千円	2,161円	375円	1,786円	

法定準備金保有率	一般勘定	287.42%	介護勘定	133.00%
----------	------	---------	------	---------